写

令和８年 10 月 27 日

群 馬 労 働 局 長
上野　康博　殿

群馬地方最低賃金審議会
会長　米本　清

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年８月６日付け群労発基 0806 第５号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1　適用する地域
群馬県の区域

2　適用する使用者
前号の地域内で建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（1）18歳未満又は65歳以上の者
（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
（3）清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
（4）次に掲げる業務に主として従事する者
イ　手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務
ロ　手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務
ハ　軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,175円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日
法定どおり